

イギリス1998年競争法の運用と公共の利益(2・完)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 渡辺, 昭成 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008849

論 説

イギリス1998年競争法の運用と公共の利益（2・完）

渡 辺 昭 成

- I 本稿の目的
- II 1998年競争法の概要
- III 1998年競争法の運用の状況

以上、第9巻4号

- IV 1998年競争法の運用からの示唆
- V 結語

以上、本号

IV 1998年競争法の運用からの示唆

1. 1998年競争法の運用と「公共の利益」

(1) 1998年競争法と旧法との共通性

イギリス競争法は、旧法下において「公共の利益」という「多様かつ具体的な価値を包含して」おり、「規制基準が個別的で具体的」⁽¹⁾なものであった。それに対し、新法では競争への影響が違法性の判断基準とされ、かつ、違法行為が例示されたことになり、価値の多様性は条文上失われたかのように思われる。

しかし実際には、個別適用免除規定自体およびその運用において、「公共の利益」の概念が受け継がれているように思われる。新法9条に規定された個別適用免除を付与する条件において、(イ)消費者への利益の分配、(ニ)競争の実質的な部分の排除の可能性の有無という部分が、旧法におい

て「公共の利益」として列挙されていた事項と重なり合っている。また、
ア「生産ないし流通の革新」「技術ないし経済の発達の促進」についても
また、それが消費者の利益を生ずるものである場合に当該要件に合致する
との運用がなされている。

Link Interchange Network事件は、LINKというネットワークの参加者である金融機関がATM所有者に対して支払う手数料を統一化することにより、はじめてネットワークが機能するという事例である。本事件では、ATM手数料の統一化が、銀行、ビル所有者などの各会員が利用者から徴収する手数料を決定する自由を奪うものであり、また、当該ネットワークに参加する銀行間の競争を制限すると認定されている。しかし、LINKにおける手数料の統一化は、他のカード発行者の顧客から高い手数料を徴収し、低い手数料を設定する他の会員のATMを利用する自らの顧客の利益を最大化するというフリーライドを防止することにより、LINK全体の需要を高め、また、会員が個々に協定を締結するコストを削減し、新規参入を容易にし、また、カード所有者が自らの口座にアクセスする機会を増加させることが、上記アの要件を満たすとされる。また、これらのネットワークの形成による利益が、カード所有者に分配されることから、(イ)の要件を満たすとされる。このようにみると、本件は、LINKというネットワークの形成に必要な手数料に係る競争制限に対し、LINKの普及によるネットワークの規模の拡大による効率性の達成、消費者の利益を比較していると見ることができる。

Memorandum of Understanding on the supply of oil fuels in an emergency事件は、燃料危機という非常事態において“essential user”に石油関連製品を優先して分配する枠組みを決定した事例である。当該協定は燃料危機時における石油製品の供給における競争を制限するものであり、また、各Memorandum参加者間で燃料危機時に備えて、互いの備蓄水準などの情報を交換するものであることから、燃料危機時、およ

び、その後のイギリス国内の石油関連製品の市場を制限すると認定されている。しかし、当該協定は、“essential user”への供給を確保するためのものであり、このような競争に対する制限は燃料危機時の流通を促進することから、(ア)の要件を満たすとされる。また、当該協定により“essential user”への石油関連製品への供給が確保されることにより、消費者は、通常の供給を受けることは不可能となる可能性があるが、“essential user”が提供する他の公共的サービスの利用が可能となることから、(イ)の要件を満たすとされる。このようにみると、本件は、燃料危機という突発的な危機に対応するための緊急避難的な競争制限に対し、競争制限効果と当該協定により発生する効果、特に中でも消費者の利益とを比較している事例と見ることができる。

Pool Reinsurance Company Limited事件では、テロ保険を営む新会社を設立する各保険会社間の協定のうち、テロ保険の提供を必ず「一般保険」との組み合わせにより提供すること、自らが引き受けたテロ保険はすべて新会社に再保険すること、テロ保険を提供する際には「一般保険」の対象となっているすべての財産を対象とすることが、一部地域を除くイギリス国内の保険市場の競争を制限すると認定されている。しかし、テロ保険の存在が、イギリス国内の商業財産の損害を保全する役割を果たし、それにより、経済の発達を促進することから(ア)の要件を満たすとされる。また、消費者たる保険契約者は新会社が設立されることにより、テロからの脅威から保護され、また、テロ保険の存在を条件とする融資・リースなどのサービスの提供を受けることが可能となることから、(イ)の要件を満たすとされる。このようにみると、本件は、テロ再保険会社の設立による保険会社によるテロ保険の提供に伴う競争制限効果に対し、イギリス経済の促進、消費者の利益を比較している事例と見ることができる。

Association of British Insurers' General Terms of Agreement事件

では、自動車事故が発生した際に、無過失の運転者に代車を提供するCHOに対して保険会社が支払う代車代金について、複数のCHOと保険会社が締結した協定が、イギリス国内の代車市場の競争を制限すると認定されている。しかし、かつて保険会社とCHOとの間で代車代金をめぐる訴訟が頻発した経緯からみて、当該協定により訴訟コストが減少し、コストが保険料を通じて、保険契約者に転嫁されなくなることが、(ア)の要件を満たすとされる。また、当該協定により、無過失の運転者が代車費用を負担する可能性や保険会社とCHOの争いに巻き込まれる可能性、保険料の上昇の可能性が低下することから、(イ)の要件を満たすとされる。このようにみると、本件は、当該協定による代車市場に対する競争制限に対し、主に、それによる保険料の安定・低下などの保険契約者という消費者の利益とを比較していると見ることができる。

Lucite International UK・BASFによる垂直的協定は、Luciteが利用するACHを生産するための工場を、従来、ACHを生産する原料であるHCNをLuciteに供給してきたBASFの敷地内に建設することに伴い、BASFが生産するHCNのうちの一定割合、および当該建設される工場にてBASFが生産するACHを新たに建設されるパイプラインを通じてLuciteに販売することを内容とするものであり、当該協定は、HCNの需要者の利用可能性を制限するものであることから、イギリス国内のHCNの市場の競争を制限すると認定されている。しかし、当該協定により、毒性を持つHCNの安全な輸送により、および、これまで焼却されてきたHCNが新工場の建設により有効に利用されることにより環境に対する効果があることが、(ア)の要件を満たすとされる。また、これにより同時に、両者が存在する地区の消費者が安全性・環境の改善という利益を享受し、また、ACHの生産が増加することにより、結果としてACHを利用した製品の価格が低下することによりその恩恵を受けることが、(イ)の要件を満たすとされる。このようにみると、本件では、HCNの利用に関する市場に対する競争制

限に対し、安全性・環境、消費者の安価な製品の獲得を比較している事例と見ることができる。

(2) 「協定の対象となる商品の実質的な部分において競争を排除する可能性を持たない」こと

新法9条に規定された要件について、日本法への示唆となりうるものとして、当該協定が、「協定の対象となる商品の実質的な部分において競争を排除する可能性を持たない」ことという要件がある。これは、旧法下においても同様の規定が存在したが、当該要件について、OFTは、そのガイドラインで「当該協定の対象となる商品またはサービスに関する市場において有効な競争が存続すること」⁽²⁾を当事者が証明することを要するとするのみで、当該条項の意味を明らかにしていない。また、その他、様々なイギリス競争法に関する記述においても、詳細な検討を行っているものは見受けられない。しかし、当該条項は、EU法81条3項に準えて規定されたものであると考えられる。

当要件において重要な問題は、いかなる市場を画定するかということであり、当該問題については、EU法81条3項について検討することが必要である⁽³⁾が、ここでは、イギリスにおいて新法に基づく適用除外の審査において、どのような判断が行われたかを見ることとする。

Link Interchange Network事件では、当該協定によるATN所有者がカード発行者が受け取る手数料を統一化していることにより、LINK会員が自ら価格政策を決定する自由を制限し、イギリス国内のATMを通じた取引全体における競争に対し、知覚しうるほどの影響を与える可能性がある⁽⁴⁾と認定されている。しかし、ATM利用者は、その多くがカード発行者のATMを利用し、また、4大銀行はそれぞれ広範なATMネットワークを持つことから、これらはLINKの代替となるものであり、かつ、競争圧力となっているとされる。また、LINKを通じた取引は、ATMを利用した取引全体に対し、非常にその割合が低く、かつ、LINKに関する協定

は、LINK会員が他のATM会員となることを制限せず、またLINK外の自らのネットワークを他と共有することを禁止していない。したがって、当該協定は、イギリス国内のATMを通じた取引全体における競争の実質的な部分を排除していないと結論付けられている。このように見ると、当該協定は、イギリス国内のATMを通じた取引全体においてシェアの低いサービスに関し、その手数料を統一化するものであり、その全体に対し、影響が軽微であったといえることができる。

Memorandum of Understanding on the supply of oil fuels in an emergency事件は、当該協定は、燃料危機時のイギリス国内の石油製品全体の供給にかかる競争を制限するものであると認定されている。しかし、当該協定は、“essential user”に分配する部分にのみ関係するものであり、その他それぞれの顧客に分配が可能な部分については対象外である。したがって、当該協定は、燃料危機時の石油製品全体の供給という市場においては、その実質的な部分を排除していないとされる。このようにみると、当該協定は、“essential user”以外への石油製品の供給という、協定参加者が競争可能な部分において競争が排除されていないことをもって、その実質的な部分の排除がなされていないと判断されたものといえることができる。

Pool Reinsurance Company Limited事件では、テロ保険を営む新会社を設立する各保険会社間の協定のうち、テロ保険の提供を必ず「一般保険」との組み合わせにより提供すること、自らが引き受けたテロ保険はすべて新会社に再保険すること、テロ保険を提供する際には「一般保険」の対象となっているすべての財産を対象とすることが、一部地域を除くイギリス国内の保険市場の競争を制限すると認定されている。しかし、当該協定においては、保険会社に参加を強制しておらず、また、Pool Re社の会員としての地位はイギリス国内に存在し、イギリス国内の危険に対する保険を引き受ける者に対して開放されており、かつ、その条件

にも差別的なものはないとされる。また、いつでも会員は、事前に通知することにより、会員組織から脱退することが認められている。したがって、当該協定は、関連する市場の競争を排除しないとされる。このようにみると、当該協定は、Pool Re社を設立するにあたり、その設立に参加する保険会社は、自らの意思で設立に参加しているのであり、いつでも自由に脱退し、独自のテロ保険を含む保険事業を営むことが可能であることから、競争を排除していないと判断されたものである。つまり、当該協定は、Pool Re社の会員となる保険会社間の競争を制限することになるが、イギリス国内における商業財産に関する再保険、一般保険の市場全体に対しては、その実質的な部分を排除するものではないと判断されたものといえることができる。

Association of British Insurers' General Terms of Agreement事件では、当該協定が保険会社がCHOに対し支払う代車代金を決定することから代車市場における競争を阻害ないし制限するものであると認定されている。しかし、当該協定は当事者たる保険会社とCHOが当該協定外で紛争を解決することを禁止していない。また、CHOは代車市場において、無過失の運転者に対して提示する条件、および、保険会社との交渉において競争を妨げられていない。したがって、当該協定は、イギリス国内の代車市場の競争を排除しないとされる。このようにみると、当該協定は、代車市場全体において、当該協定に参加しないという選択肢、または、協定外で紛争を解決するという選択肢があり、かつ、その他、競争を行う余地が残されていることから、代車市場の競争を排除しないと判断されたものといえることができる。

Lucite International UK・BASFによる垂直的協定は、HCNの需要者の利用可能性を制限するものであることから、イギリス国内のHCNの市場の競争を制限すると認定されている。しかし、当該協定以前、当該市場は売手が一者、買手が二者という、競争がほぼ存在しない市場であり、

新規参入者も自由にHCNを購入可能な環境にある。また、Dow社は、HCNを利用した製品市場において、Luciteとは競争関係になく、BASFがDow社が必要とする量のHCNを供給することができない場合であっても、Luciteが自ら保有するHCNの供給をDow者に対し供給拒絶する可能性がほとんどない。したがって、当該協定は、HCNを利用した製品市場における競争の実質的な部分を排除しないとされる。このようにみると、当該協定は、HCNを利用した製品市場の競争を制限する可能性が認められるが、事例の詳細な検討から、当該協定の競争制限性を否定したものであることができる。

(3) 1998年競争法の運用からの示唆

上記の検討からみるに、第一にLink Interchange Network事件は、当該協定の効果が、ATMを通じた取引全体に対し、元々そのシェアの低いLinkを通じたネットワークの形成に伴う競争制限が、上記(ア)の要件を満たすとされたものである。それに対し、Lucite International UK・BASFによる垂直的協定以外の3つの協定は、それに参加する事業者全体のシェアは非常に高いものと考えられるが、当該製品・サービス市場を広く捉え、競争制限が行われる部分以外の部分についての競争が存在し、かつ、その競争制限が行われる部分においてもそれが上記(ア)の要件を満たすとされたものである。また、Lucite International UK・BASFによる垂直的協定は、元来、競争がほとんど存在しない市場において将来的に競争制限効果が発生する可能性がある協定に対し、それが(ア)の要件を満たすとされたものである。

このようにみると、上記当該協定における競争制限が目的達成のために不可欠かつ必要最小限度のものであるという(ウ)の要件を満たすことが前提であるが、各協定に関するOFTの判断は、市場全体においていかなる市場を画定しようとも、競争を制限する可能性の低い協定と、狭い市場においては競争制限効果が発生するが、市場を広く捉えることにより

競争制限効果の発生を否定するという2つの捉え方に分類可能であると思われる。後者につき、当該製品・サービスの市場の捉え方によって、当然競争制限効果の発生の割合が変化することとなる。上記のOFTの判断例からのみでは明らかではないが、当該製品・サービスの市場全体のうち、一部分を制限する効果を生じさせる協定については残存する市場が広ければ広いほど、上記(ア)の要件を満たす場合には、「協定の対象となる商品の『実質的な部分』において競争を排除する可能性を持たない」と判断されることとなろう。

2. 日本法における「公共の利益」に関する議論

(1) 「公共の利益」の意義

日本においては、石油カルテル事件判決⁽⁴⁾、日本遊戯銃共同組合事件⁽⁵⁾、大阪バス協会事件⁽⁶⁾などを契機として、「公共の利益」の意義について様々な議論が行われている。

石油カルテル事件最高裁判決では、「2条6項に言う『公共の利益に反して』とは、原則としては同法の直接の保護法益である自由競争秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、『一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する』という同法の究極の目的に実質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定に言う『不当な取引制限』行為から除外する趣旨と解すべきである」と「公共の利益」の意義に関して判断が示された。その後、日本遊戯銃共同組合事件においても同様の趣旨が述べられている。これらの判決に対し、「相対立する利益・不利益の比較衡量を行って不当な取引制限の要件該当性を判断する手法」を「比較衡量」として、その適否が議論されている⁽⁷⁾ことをはじめとして、公共の利益の意味についての議論が行われている。

また、大阪バス協会事件⁽⁹⁾では、価格協定が制限しようとしている競争が法律により刑事罰等をもって禁止されている違法な取引又は違法な取引条件に係るものである場合には、競争を実質的に制限することという構成要件に該当せず、排除措置命令の対象とはならないと判断されている。この審決については、多くの議論があるが、独禁法において保護すべき競争とは何か、また、保護すべき競争と「公共の利益」とはいかなる関係にあるかが問題となる。

以下では、近年主張されている2条6項における「公共の利益」に独立の存在意義を認め、それを成立要件ないし違法性阻却事由とみなす考え方と、通説的な立場から、「公共の利益」に独立の存在意義を認めず、独禁法1条にいうところの独禁法の究極目的を「競争の実質的制限」の成立の判断要素としてみなす考え方を見ていくこととする⁽⁹⁾。

(2) 「公共の利益」に独立の存在意義を認める考え方

① 松下説

松下説は、上記石油カルテル事件判決を受けて、「原則的に違法とされる利益が公共の利益の観点から例外的に適法とされる場合には、当該共同行為がなんらかの社会的に妥当な価値を追及するものでなければならぬ。この場合の社会的妥当性とは、単に企業の利益の保護を図るというのではなく、企業利益を超えた社会的利益または全体的利益の保護ないし増進を目的とするものでなければならない。想起される事例としては、環境保護、製品または食品安全、天然資源保護、公序良俗の維持、文化の保護、人権の保護等である。これらのいずれにおいても、これらによって実現される価値が競争の維持よりも低いとは言えず、環境や製品または食品安全の価値は競争に勝るとすべきであろう」とする。そして、このような事項を目的とする共同行為には、それを許容する取締法規が存在し、それが「社会的に妥当な目的を追求するための証左となる」が、規制の必要がありながら法が制定されていない場合には事業者によ

る当該目的を達成するための共同行為は許容されるとする⁽¹⁰⁾。

松下説は、2条6項における「公共の利益」の意義を違法性阻却事由としてみなしているか、成立要件としてみなしているかは明らかではないが、そこに独立した意義を認め、「競争の保護」に勝る価値が維持・保護される場合には、それが「競争の保護」に優先し、「公共の利益」に合致するものとし、当該協定は2条6項に該当しないとされる。しかし、松下説への疑問としては、従来からの批判にあるように、その「公共の利益」に合致するとされる内容が抽象的であり、「公共の利益」の内容を無制限に拡張することにより独禁法が骨抜きになりかねない。ただし、松下説は、「公共の利益」に合致する場合として例を挙げており、これらの例に該当する場合に限り、当該協定が競争制限効果を生じさせるとしても、2条6項に該当しないとするのであろう。しかし、このように解した場合にもなお残る疑問として、どのように「競争に勝る」価値を決定するのか、また、当該競争制限的協定によって保護される価値の維持・保護と競争の保護をどのように比較衡量するのか、という疑問がある。例えば、当該競争制限的協定が、地理・製品双方から見た場合であっても市場の大部分を占める事業者により行われ、その協定全体から独禁法1条にある独禁法の最終目的に合致する場合、例えば石油価格協定が日本中の一般消費者ならびに石油製品を生産する事業者が手にする石油製品の価格の低下・安定を目的とし、実際に効果としてそのような効果が発生した場合と、地理・製品からみてごく一部の市場の競争制限効果は発生するが、それが全体の市場からみた場合にはその競争制限効果がごく一部分にとどまる場合、例えば昨今のDVD機器の規格の統一化⁽¹¹⁾に見られるように、当該製品に関する価格等による競争の余地が残存している場合について、どのように「競争に勝る価値」を決定するか、という問題がある。

② 白石説

白石説は、独禁法違反行為を「競争減殺」型と「不正手段」型に分け、この型に該当する行為であっても、「そのような行為を正当化するような事情があれば」、独禁法違反とならないとする。その例として、事業者が特定の甘味料を使用せずにケーキを作る協定や「環境問題への関心の高まりから、環境のために有害な事業活動を制限する協定」等を挙げ、それらの行為が競争減殺という弊害を発生させてでも実現すべきものであり、また、その手段が当該目的を達成するために必要な範囲内であれば、当該行為は正当化されるとする⁽¹²⁾。

白石説は、「正当化理由」、これが2条6項にいうところの「公共の利益」に該当するか否かは不明であるが、それが成立要件のひとつであり、松下教授と同様に、独立の意義を認めている。しかし、松下説への疑問と同様に、ここでも「正当化理由」に合致するとされる内容が抽象性・無限定性が問題となる。白石説は、「正当化理由」が認められる場合を「競争減殺による弊害を補って余りあるものである必要」があり、「競争減殺の弊害が極めて大きい場合と競争減殺の弊害はあるが大きくはない場合とでは、要求される正当化理由にもおのずから差が生ずる」とし、「価格を拘束する場合と価格以外を拘束する場合とでは、価格拘束のほうが正当化理由が認められにくい」とすることにより、「正当化理由」が認められる場合を限定しようとしている⁽¹³⁾。しかし、この点についても、どのように「競争に勝る」価値を決定するのか、または当該競争制限的協定によって保護される価値の維持・保護と競争の保護をどのように比較衡量するのか、という疑問が残る。

③ 中川説

中川説は、「公共の利益」を2条6項における独立の成立要件とみなし、その意味を独禁法1条に規定された独禁法の究極目的に求めるものである。中川説は、1条にいう「一般消費者の利益を確保するとともに」と

いう文言につき、「独占禁止法の執行ひいては競争政策の運営において、国民経済の構成要素のうち生産者としての側面と一般消費者（生産需要者ではない最終需要者）としての側面が対立する場面においては、消費者としての側面を重視すべき旨の政策指針の法的表明ないしは法的要請である」と解し、短期的な利益と長期的な利益との間の合理的なバランスをとった一般消費者の利益が、公正かつ自由な競争により確保されるとする。また、この「公正かつ自由な競争の確保」とは、「大企業による市場支配等の競争制限行為がなく、あれば迅速に排除され、熱意と能力を備えた企業であれば、その大、中、小にかかわらず、自由に市場に参入でき、自己の創意工夫の成果を持って顧客の需要を満たし、自己の商品・役務についての需要者の購入を獲得すべく、自由に事業活動を展開することができることであり」、これは同時に「国民経済の健全で民主的な発達」を達成することとなるとする。その結果、「国民経済の民主的で健全な発達」は多くの場合、「一般消費者の利益を確保する」こととなり、両者が乖離する場合には、後者を重視するとする⁽¹⁴⁾。

中川説においては、石油カルテル事件揭示判決にいうところの競争秩序の維持という法益との比較衡量の対象となる「一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する」という独占禁法1条の文言については「一般消費者の利益」を考慮することで足りるとされる。この考え方に対しては、異論はないが、松下説と同様の疑問が残る。つまり、中川説にいうところの競争秩序の維持に勝る「一般消費者の利益」とは何か、また、競争制限効果が非常に大きい場合と競争の余地がある場合についてその考え方に差異はないのか、という問題がある。

(3) 「公共の利益」に独立の存在意義を認めない考え方

① 平林説

平林教授は、石油カルテル事件判決を受けて、「判例が一般消費者の利

益の確保を究極目的としたのは正当であり」、平成9年以降の適用除外カルテル制度の廃止により、その趣旨が確認されたとする。しかし、「一般消費者の利益の確保という究極目的により自由競争経済秩序の維持という直接目的が制約されることがあるとした点について」問題があり、適用除外カルテル制度の廃止から、独禁法において「自由競争経済秩序という直接目的が再評価されるべきであり」、独禁法の「究極目的は直接目的を最大限実施することによってこそ達成される」とする。そして、競争制限効果を生ずるカルテルであっても、「品質・規格の標準化のためのカルテルや環境・安全性確保等の社会公共的目的のためのカルテル」が存在し、これら需要者・消費者の利益となりうるものについては、「独禁法上の違法性判断」、つまりは2条6項にいうところの「競争の実質的制限」の要件に該当するか否かの判断において、「競争的利益と非競争的利益との比較衡量」を行うことが必要であるとする⁽¹⁵⁾。

平林説は、上記(2)で検討した各説とは異なり、「公共の利益」を2条6項の独立の意味を認めず、独禁法の究極目的を「競争の実質的制限」の判断要素として取り入れる考え方である。この考え方の問題点として、競争的利益と非競争的利益の「比較衡量」をどのように行うかということが挙げられる。この点につき、「利益衡量といっても、数量化することは困難であり、実際には質的定性的比較になるが、具体的には、当該行為が競争制限的な目的・効果をもつとの証拠と、一般消費者の利益になるという目的・効果をもつ証拠との有無、優劣で決まってくる」としている⁽¹⁶⁾。しかし、審決、裁判においてはこのような「証拠の有無、優劣」でその判断が決定されるとしても、正当化される非競争的利益とは何か、また、その利益衡量はどのように行うのか、という問題が残されている。

② 沢田説

沢田教授は、ドイツ法を参照し、独禁法2条6項における「公共の利益」につき、「非経済的利益で、しかも独禁法の保護法益である自由競争

秩序を上回る高度の利益が競争制限によって保護される場合には、独禁法違反の違法性を阻却する趣旨と解する可能性⁽¹⁷⁾があるとする。しかし、独禁法において維持される自由競争秩序は、法秩序全体において至上の利益とは言えないことから、「自由競争秩序維持という利益と、経済利益を犠牲にしてでも守られるべき非経済利益との抵触」という事態が発生する可能性があり、「独禁政策ないし競争の自由の内在的制約として競争よりも高度の非経済的利益を立て、当該行為によって損なわれる競争秩序と守られる非経済的利益の利益衡量において後者が上回れば、形式的に競争制限に該当する行為の違法性を必要最小限で（即ち例外的に）阻却する」趣旨を示したのが「公共の利益」に反しての文言であり、これは「立法技術的には不要の文言」であるとする⁽¹⁷⁾。

沢田教授は、2条6項にいう「公共の利益」という文言は、競争制限効果が発生する事業者間の共同行為であっても、それがその競争制限効果を上回るだけの非経済的利益が発生する場合には、不当な取引制限が成立しないとすることを確認的に規定したものであり、本来は、経済的利益を上回るだけの非経済的利益を保護するという考え方は、「競争の実質的制限」の判断要素として内在していると考えられるとするものである。そのため、2条6項、「公共の利益」が明文として規定されていない8条1項1号は、同様の趣旨のもとで理解可能であるとする。

この考え方に対しては、平林説と同様の疑問が残る。「競争的利益」「経済利益」と表現は異なるがその内容は同様のことを指していると考えられ、経済利益と非経済利益の間での利益衡量をいかに行うか、という問題がある。また、沢田説がいうところの「非経済利益」とは何かという問題も存在する。この問題につき、「その内容はかなり限定され」、その例として「生命・身体の安全、健康の保護」が考えられるとし、違法性を阻却する非経済利益はその内容が明確なものに限定されるとする⁽¹⁸⁾が、その内容はある程度の明確化が必要であろう。

③ 和田説

事業者団体ガイドライン⁽¹⁹⁾において、事業者団体が、「社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動（自主規制）について、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い」とされ、当該自主規制が「①競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか」「②事業者間で不当に差別的なものではないか」の判断基準に照らし、併せて、「③社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか」という要素を考慮し、8条1項3号、4号、5号への該当性、つまりは、公正競争阻害性の有無を判断するとされている。和田教授は、この考え方が2条6項における「競争の実質的制限」に至らないしその可能性のある自主規制に関する正当化事由の枠組みとして採用することができ、「競争の実質的制限効果を、目的の正当性、自主規制の手段・方法と目的の合理的関連性、他のより競争制限的でない手段の可能性の有無」を考慮して判断することとなり、これらの正当化事由を競争制限効果の判断の枠内で行うべきであるとする⁽²⁰⁾。

和田説について、「自主規制の手段・方法と目的の合理的関連性」、「他のより競争制限的でない手段の可能性の有無」を判断要素として用いることに異論はない。しかし、「目的の正当性」をどのように判断するかという問題がある。この点につき、和田教授は、事業者団体ガイドラインを参照し、「商品又は役務の種類、品質、企画、営業の種類・内容・方法等に関する場合」には競争の実質的制限までには至らず、正当化事由を持ち出す場合までもなく2条6項、8条1項1号違反を構成しないという判断になることがありうる」としているが、それが「価格、数量に直接・間接に影響を及ぼす場合」もある⁽²¹⁾としており、どのような場合に「目的の正当性」が認められるのかは不明である。また、「競争の実質的制限に至らない場合」とはどのような場合かという問題も存在する。

④ 根岸＝舟田説

根岸＝舟田説は、「公共の利益」に関し、その独立的な存在意義を認めず、通説である自由競争経済秩序の維持それ自体であるとする見解に基づき、「一定の社会公共的な目的等正当な目的に基づく必要性については、競争の実質的制限または公正競争阻害性の判断において勘案される重要な要素として考慮される」とし、上記事業者団体ガイドラインを参照し、「環境保全や安全確保のための自主規制、他の法律により刑罰付きで禁止される行為についても、そのような行為によって形式的に競争が制限されることがあり得るとしても、そのような競争は実質的に独禁法上保護に値しない競争であると評価する」とする。そして、この解釈から、「公共の利益」がその成立要件とされていない、8条1項1号等の規定と、その他「公共の利益」が成立要件とされている規定と統一的・整合的に解釈可能となるとする⁽²²⁾。

根岸＝舟田説は、石油カルテル刑事事件判決とは異なり、大阪バス協会事件審決において示されたように、独禁法1条に定める目的に照らし、独禁法上保護されるべき競争と保護に値しない競争との区別を行っている。しかし、問題は、この「区別」をいかに行うかということである。また、石油カルテル事件のように、日本全体における石油製品の価格を制限するように、その競争制限効果が生ずる範囲が非常に大きく、またその程度も非常に強い場合にも、それが「社会公共的な目的等正当な目的に基づく必要性」が認められれば、当該制限効果が発生する競争を「保護に値しない」と評価するのか、という問題も存在する。

⑤ 内田説

内田説は、「社会的妥当性」として、これを「緊急事態における公共性、事業経営上・取引上の合理性」とを区別し、「通常の経済社会の倫理性、公益性・公共性・安全性」を指すものと定義することを出発点とする⁽²³⁾。そして、独禁法がその目的としている競争の維持・促進と、この「社会

的妥当性」をひとつの違法性判断の枠組みにおいて取り扱うことに問題があり、これは、『競争』の前提・枠に該当するか否かの問題である」とする⁽²⁴⁾。また、その際には、「独禁法の立法趣旨・目的、独禁法1条の目的の規定趣旨に適合しているか否か」により「前提・枠」に該当するか否かが判断され、その中でも「一般消費者の利益、国民経済の健全で民主的な発達の促進」を重視すべきであるとする⁽²⁵⁾。

内田説は、競争という概念につき、独禁法にいうところの「競争」とそれ以外のものとを区別し、後者に関し、それは「競争」の構成要件に該当しないとしている。つまり、内田説は、根岸＝舟田説が「保護に値しない競争」を「競争の実質的制限」の判断要素として考慮するのに対し、その前段階で「社会的妥当性」を考慮するとするものである。しかし、内田説について、「社会的妥当性」を「競争の実質的制限」の判断の前段階で考慮するとしても、その「社会的妥当性」とは何であるかという問題がある。また、根岸＝舟田説と同様に、その競争制限効果が非常に大きいものであっても、それが「社会的妥当性」を有するものであった場合には、当該行為が「競争」を制限しないものと評価するのか、という問題がある。さらに、内田説は、「公共の利益」の意義について、上記の「社会的妥当性」とは区別される緊急避難の場合を指しているものであるとする⁽²⁶⁾。しかし、この「緊急避難」と「社会的妥当性」とをどのように区別するのかという問題が存在する。たとえば、内田説が「社会的妥当性」に該当するものとして挙げる「安全性」につき、事業者間で広範にある製品を製造する際に用いる原材料について消費者の危険性を考慮して一定の基準を任意に規定し、その規定に満たない原材料を一切利用しないという協定を締結した場合には、これはいずれに該当するのか、という問題がある。

3. 「公共の利益」に関する私見

(1) 「公共の利益」に独立の存在意義を認めない考え方の問題点

上記で検討した「公共の利益」に独立の存在意義を認めない考え方に共通する問題点として、証明責任の問題がある。独禁法の究極目的などを「競争の実質的制限」の判断要素として取り入れる場合、当該行為が独禁法の究極目的などに反し、競争を実質的に制限することを公取委ないし損害賠償請求訴訟における原告が証明するのであろうか。

2条6項において「一定の取引分野における競争の実質的制限」は、その成立要件のひとつである。当該行為が独禁法違反行為を構成することを証明する際には、その成立要件について、審判では公取委、民事裁判では原告がその証明をなすことを要する。したがって、通常では、「競争の実質的制限」についても公取委、原告がその証明を行うこととなる。その際、公取委、原告が当該行為が独禁法の究極目的にも反するものであることを証明することも求められる。このような負担を公取委、原告に課すことが許されるのであろうか。

また、このように考えると、平林説にいう「競争的利益と非競争的利益の比較衡量」、沢田説にいう「自由競争秩序維持という利益と非経済的利益の利益衡量」といったことをも公取委、原告がなすことを求められることとなる。

この問題につき、当該行為が独禁法の究極目的に合致するか否かという部分の証明責任を被審人、被告側に転嫁することは可能なのであろうか。

(2) 「競争の実質的制限」と「一定の取引分野」の画定

次の問題として、上記の証明責任にも関係するが、「公共の利益」に独立の存在意義を認める考え方、認めない考え方に共通する問題点として、当該競争制限的協定が、地理・製品双方から見た場合であっても市場の大部分を占める事業者により行われる場合のように競争制限効果が非常に大きい場合と、地理・製品からみてごく一部の市場の競争制限効果は

発生するが、それが市場全体からみた場合にはその競争制限効果がごく一部分にとどまる場合とにおいて、両者における競争制限効果と独禁法の究極目的をいかに比較するかという問題がある。

例えば、多くの学説において、独禁法の究極目的と合致するなど、競争制限効果に優越するものと考えられるものに、「消費者の安全」という問題がある。上記日本遊戯銃協同組合事件では、エアソフトガンの安全に関する「自主基準設定の目的が、競争政策の観点から見て是認しうるものであり、かつ、基準の内容及び実施方法が右自主基準の設定目的を達成するために合理的なものである場合には」、当該行為が不当な取引制限に該当する場合であっても、独禁法に違反しない余地があると述べられている。本件は、エアソフトガンの製造業者が、当該自主基準を遵守しない製品の取扱を、問屋、小売店に拒否させたことにより、当該基準に該当しない製造業者が市場から排除された事例である。このように、本件は少なくとも名目上は「安全」を維持することを目的として(ただし、本件の目的は実際には他の事業者の排除にあった)、協定が締結され、それにより、エアソフトガンの販売市場における競争の大部分が制限された事例である。それに対し、同じ安全という問題であっても、たとえば、安全な製品を生産するために、生産者が既存の法によって規制対象とされていないある物質について、科学的根拠はまだ不確定であるが、消費者の安全性を考慮し、それを利用しない製品づくりを行う協定を自主的に締結した場合はどうか。この場合、当該物質を利用した製品を生産しない、という点では、当該製品分野における競争を制限しているとみることができる。しかし、価格、デザイン、性能等においては当該製品に競争を行う領域が存在し、また、当該物質以外のより安全性を追求した物質を利用した製品づくりという点でも競争を行う領域が存在する。

後者の場合については、元々競争を制限する可能性がない、と評価す

ることも可能であるが、当該製品分野における競争の一端を制限していると評価することも可能である。このような場合、当該協定の目的である「消費者の安全」は、競争を制限することによる悪影響と比較する際には、前者の場合と異なる判断を行うこととなろう。前者の場合には、競争に対する競争制限効果の大きさに比して、さらにその達成を目的とする保護すべき消費者の安全性が必要とされることになるのではないか。

ここで、前者と後者の差異はどこにあるかが問題となる。前者は、その効果が競争制限効果が非常に大きい価格・数量といったものに直接的に影響が生ずるもの、後者は価格・数量といったものに間接的な影響はあるが、残された競争の領域が非常に大きいものに分類される。名目の如何ではなく、当該協定の直接的な効果がどこに発生するかにより、独禁法の究極目的との比較の仕方が異なることとなるように思われる⁽²⁷⁾。

(3) 「公共の利益」概念の具体化

上記で検討したように、「公共の利益」に独立の存在意義を認めず、当該行為の目的・結果が独禁法の究極目的などに合致する場合には、それを「競争の実質的制限」の判断要素として取り込む考え方を採用した場合、その証明責任は公取委、原告側に在することになる。その場合、公取委・原告は、当該行為が独禁法の究極目的などに合致しないことまでも証明することとなる。しかし、石油カルテル事件最高裁判決がいうように、独禁法においては自由競争秩序の維持により、最終的には、「一般消費者の利益の確保」「国民経済の健全で民主的な発達の促進」を達成することがその基礎として存在し、自由競争が制限・阻害された場合であっても、当該行為が「一般消費者の利益の確保」「国民経済の健全で民主的な発達の促進」が図られるのはごく例外的な場合である。その中で、独禁法の究極目的などをもその判断要素の一部とする「競争の実質的制限」の証明責任を公取委・原告側に課すことには問題があるように思われる。8条1項1号には、「公共の利益」がその成立要件ないし違法性阻

却事由として明文化されていないことから、8条1項1号と2条5項・6項を整合的に考えることが必要であるとしても、それは、「競争の実質的制限」の枠外で考えるべき事柄である。

私見としては、石油カルテル事件最高裁判決がいうように、2条6項における「公共の利益」とは、原則として自由競争秩序に反することを指すが、例外的に、自由競争秩序の維持と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、「一般消費者の利益の確保」「国民経済の健全で民主的な発達の促進」という究極の目的に実質的に反しないと認められる例外的な場合を独禁法の適用から除外する趣旨であると考えられる。また、8条1項1号に関しては、当該行為が独禁法の究極目的に反しない場合には、それを「競争の実質的制限」の枠外、ないし、実質的に「公共の利益」を読み込んで考えることとなる^{(28),(29)}。また、当該行為が独禁法の究極目的に合致することは、当該行為が形式的に行為要件に該当し、また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」に該当する場合であっても、その違法性を阻却する意味があると考えられる。それにより、当該行為が独禁法の究極目的に合致するか否かは、被審人ないし被告側に証明責任が存在することとなる。

次の問題として、上記の各説の検討において問題となった「公共の利益」に合致すると考えられる場合の具体化の問題がある。「公共の利益」に独立の存在意義を認める考え方に対する従来からの批判として、「公共の利益」に合致するとされる内容が抽象的であり、その内容を無限定のものとする、独禁法が骨ぬきになりかねないとするものがある。このことは、独禁法の究極目的を「競争の実質的制限」に取り込む考え方にも共通する問題であるが、この問題は、その証明責任を被審人、被告側に求めることで足りる。中川説は、この点につき、独禁法1条の文言については「一般消費者の利益」を考慮することで足りるとする。ただし、被審人、被告側が「一般消費者の利益」を拡張し、独禁法を骨抜きにす

ることを防ぐ必要がある。

具体的に、独禁法にいう「一般消費者の利益」とは何か、という問題について、その例として、環境、消費者の身体の安全性、消費者の利便性等を挙げることは可能であるが、詳細かつ明確な答えを出すことはできない。しかし、イギリス1998年競争法の運用を参考とすると、当該行為が形式的に2条6項の行為要件、違法性の基準を満たす場合であっても、競争制限を行う市場においてその他の競争の領域が残されている場合と、残されていない場合において、その証明を要する「一般消費者」の利益の多寡・性質の差を設けることにより、ある程度「公共の利益」の無限定性を解消できるのではないだろうか。例えば、上記に例としてあげたDVDの規格の統一化、という問題についていえば、DVDに関し、その製造業者が将来生産するDVDの規格について競争を行うことはなくなり、その点では、DVD製品という一定の取引分野の競争を制限することとなる。しかし、規格が統一化された場合であっても、価格、付加価値等の規格以外の品質、サポートサービス等その他の面においては、製造業者間に競争の余地が残されている。この場合、競争の余地が広く、かつ、消費者に対しては規格の統一化による利便性をもたらすことにより、公共の利益に合致するとして、その違法性が阻却される。逆に、同じ規格の統一化であっても、当該規格を満たさない商品についての取扱を、製造業者が共同して問屋・小売店に対し排除を要請する事例の場合には、当該製品分野における競争制限効果が非常に大きい。この場合には、当該行為が「公共の利益」に合致するとされるためには、それが「一般消費者の利益」をいかにもたらすかということについて厳格な証明が必要である。このような場合、当該協定の目的・結果がいかなる「一般消費者の利益」をもたらすか、その多寡・性質はどのようなものであるか、また、当該手段が当該目的・効果のために必要最小限の競争制限効果しかもたらさないものであるか、といった検証が必要となる。

V 結語

新法における9条に基づくカルテルに関する適用免除について、OFTによる法運用からは、次のことが明らかになったと言える。第一に、1976年制限的取引慣行法においてその違法性の判断基準ないし違法性阻却事由とされてきた「公共の利益」概念の考え方は、法文上新法において失われたとも見て取れるが、実際には9条に基づく適用除外に関する条文およびその運用において、重なり合うと思われることである。第二に、新法における適用免除規定において、(ア)「生産ないし流通の革新」「技術ないし経済の発達の促進」という要件について、当該行為がイギリス経済ないし当該市場においてそれらの要件を満たすか否かが検討されるとともに、その結果、Link Interchange Network事件をはじめとして、消費者が利益を得るか否かも同時に考慮されている例が見受けられること、さらに、(イ)として「消費者への利益の分配」が要件とされていることから、当該行為が知覚可能な競争制限効果を発生させる可能性がある場合に、2条の適用を免除する理由として消費者の利益が重視されていることである。第三に、9条の要件として、「協定の対象となる商品の実質的な部分において競争を排除する可能性を持たない」とされていることから、問題となる市場をいかに画定するかが問題となり、また、OFTの法運用においては、当該協定が狭い市場の競争制限効果を発生させる場合に、その市場がより広く捉えられ、その広い市場において競争を制限していないとみなされる場合に、9条の要件を満たすか否かの検討を行っていることである。

この新法における考え方を参照し、日本法にその考え方を取り入れる場合には、次のように考えられる。第一に、独禁法2条6項において、「公共の利益」に独立した存在意義を認める場合、認めない場合いずれであっても、独禁法においては、当該行為が独禁法の究極目的に合致す

る場合には、「公共の利益」に合致する、ないし、「一定の取引分野における競争の実質的制限」を構成しないとされる場合があり、その際には消費者利益を第一のものとして考えることである⁽⁹⁰⁾。第二に、当該行為が2条6項に該当する場合であっても、その競争に与える程度については差異があり、いかなる市場を画定しようとも競争に対する影響が非常に大きい場合と、当該市場の競争の一部を制限するがその他競争の余地が残されているものが存在し、前者は「消費者の利益」その他独禁法の究極目的に合致するか否かにつき厳格な証明を要することである。

また、現在の日本法における「公共の利益」概念に関する学説の検討からは次のことが結論付けられる。第一に、「公共の利益」に独立の存在意義を認めない場合、当該行為が「競争の実質的制限」を証明する場合には、公取委、原告側が当該行為が独禁法の究極目的に合致しないことを証明する必要性があり、その部分のみ被審人、被告側に転嫁することは困難であると思われることから、「公共の利益」に独立の存在意義を認めることにより、その証明責任を軽減することができるということである。また、「公共の利益」に反しない場合とは、独禁法1条にいう独禁法の究極目的に合致する場合を指すが、8条1項1号など「公共の利益」が違法性阻却事由として規定されていない場合には、「競争の実質的制限」の枠外においてその文言として規定されていない場合でも独禁法1条に反しないとして、ないし、実質的に「公共の利益」概念を読み込んで、解釈を行うこととなる。第二に、「公共の利益」概念に独立の存在意義を認めた場合には、「公共の利益」概念が拡張され、独禁法が骨抜きになるおそれがあるとされる問題については、第一の問題から当該証明責任を被審人、被告側に課すことにより一次的には解決がなされる。二次的に、イギリス競争法の考え方を日本法に取り入れた場合に、当該行為が市場の競争にいかなる影響を与えるかということにつき分類を行い、その競争制限の度合いが強ければ強いほど、当該行為が「公共の利益」に該当

するか否かにつき厳格な証明を要することにより、「骨抜き」の問題が解決される。

本稿において未解決の問題として、「一定の取引分野」の画定の問題がある。イギリス新法において、9条に基づく適用免除は協定当事者からの申出があつて初めて当該協定が9条の要件を満たすか否かが審査され、その際には、「一定の取引分野」といった確定的な市場を画定することなく、当該協定が競争に対し、いかなる影響を与えるか、という審査が行われる。そして、当該協定が競争に対し悪影響を与えるとしても、それが9条に列举された要件を満たす場合には、新法2条の適用が免除される。そのため、当該協定が、9条に規定されている「協定の対象となる商品の実質的な部分において競争を排除する可能性を持たない」ということが事後的に審査され、そこで初めて日本法と同様に「一定の取引分野」の画定がなされる。それに対し、日本法では当該協定が競争に対しいかなる影響を与え、また、それが独禁法2条6項の要件に合致するか、また違法性阻却事由を有するか否かとうことにつき、まず厳格に「一定の取引分野」を画定し、それに対し当該行為がいかなる影響を与えるかが審査されることになる。そのため、この「一定の取引分野」の画定いかににより、当該協定が競争を実質的に制限しないと判断される場合も存在する。つまり、上記のDVD規格の統一化の事例のような場合に、2条6項において、その例として「数量、技術、製品、設備若しくは相手方を制限する」ことが挙げられていることから当該行為が「競争を制限しない」と評価することは困難であるが、「一定の取引分野」を規格が統一化された後の市場として捉えるように、広くないし異なる側面から画定した場合には、もともと当該行為は「競争を実質的に制限しない」と考えることも可能である。現時点では、このような考え方について結論は出せないが、イギリス競争法の運用からこのような考え方も可能であると思われる。

追記 「イギリス1998年競争法の運用と公共の利益(1)」において、EU法81条1項と表記するところを85条1項と誤って表記した部分があることを謝罪、訂正させていただく。

註

- (1) 横川和博「英国の独占禁止法制の特徴と国際的ハーモナイゼーションの課題」『国際化時代の独占禁止法の課題』100頁 (1993年)
- (2) Competition Act 1998: The Chapter 1 Prohibition (OFT401) 4.16
- (3) EU法81条3項における当該要件は、「81条3項の哲学を支えるものであり、委員会は、大きなシェアを持つ事業者間の協定については懐疑的である」とし、その全体でシェアの大きい事業者が協定を締結した場合には、当該要件を満たさない可能性が高いとの指摘がある。Richard Whish “Competition Law (5th Edition)” 159頁
- (4) 東京高裁判決平成9年12月24日高等裁判所刑事判例集50巻3号181頁、最高裁判決平成12年9月25日刑事裁判所判例集54巻7号689頁
- (5) 平成9年4月9日東京地裁判決・判例タイムズ955号115頁等
- (6) 公取委審決平成7年7月10日審決集42巻3頁
- (7) 平林勝英「独占禁止法上の違法性判断における比較衡量について」判例タイムズ1109号52頁 (2003年)
- (8) 平成7年7月10日公取委審決・審決集42巻3頁
- (9) 「公共の利益」をめぐる従来の議論については、拙稿「『公共の利益』概念の具体化—イギリス競争法からの示唆」比較法学 (早稲田大学比較法研究所) 35巻1号27頁以下参照
- (10) 松下満雄『経済法概論 (第3版)』(2002年) 83頁
- (11) 2005年4月21日日本経済新聞朝刊 これまで次世代DVDに関し、ブルーレイ・ディスクとHD DVDといわれる二つの方式の間で規格をめぐる対立が大手家電メーカー間で行われていたが、メーカー間で両者の規格を

統一する交渉に入ったとされている。

- (12) 白石忠志『独禁法講義(第2版)』(2002年)21、47、48頁
- (13) 同48頁
- (14) 中川政直『『公共の利益に反して』要件の解釈—『競争の実質的制限』要件』関東学院法学13巻2号136、137、152頁(2003年)
- (15) 平林勝英『適用除外カルテル制度の廃止にみる独占禁止法の変容』『法学』67巻6号253、255頁(2003年)
- (16) 同「独占禁止法上の違法性判断における利益衡量について」判例タイムズ1109号59頁(2003年)
- (17) 沢田克己「非競争的利益と経済団体自主規制(三)・完」法制理論21巻2号26、27頁(1989年)
- (18) 同27、28頁
- (19) 平成7年10月30日公正取引委員会「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」
- (20) 和田健夫「日本における社会的規制と競争政策」日本経済法学会年報21号33、39頁(2000年)
- (21) 同32頁
- (22) 根岸哲、舟田正之『独占禁止法概説(第2版)』54~56頁(2003年)。同旨、金井貴嗣「独占禁止法50年—回顧と今後の課題」経済法学会年報18号107頁(1997年)。
- (23) 内田耕作「社会的妥当性と独占禁止法(その1)」彦根法学321号65頁(1999年)
- (24) 同「社会的妥当性と独占禁止法(その5)」彦根法学340・341号29頁(2003年)
- (25) 上記同38頁
- (26) 上記同28頁
- (27) この点においては、上記白石説(注13)と同様の考え方である。

イギリス1998年競争法の運用と公共の利益（2・完）

- (28) 8条1項1号において、「公共の利益」の文言が明文化されていない理由は、立法史において明確ではないが、8条1項1号に形式上該当する行為については、それが独禁法の究極目的に合致する可能性が非常に低いことから、明文化されていないものと私はみなしている。
- (29) また、「一般消費者の利益の確保」と「国民経済の健全で民主的な発達の促進」の関係においては、中川説と同様の意見である。
- (30) ただし、当該行為が、行為者以外の事業者の利益をもたらす場合にも、一般消費者の利益を侵害しない限りで、独禁法の究極目的に合致すると考えられる。上記拙稿（注9）33から41頁